一条県公報

平成二十三年

号外第八十一号

十月十七日

月 曜

日

目 次

山梨県立図書館設置及び管理条例ハ	山梨県教育委員会職員等定数条例の一部を改正する条例	山梨県生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例	山梨県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例	山梨県県税条例の一部を改正する条例五	山梨県職員定数条例の一部を改正する条例五	山梨県職員の特別褒賞金に関する条例の一部を改正する条例	山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例	山梨県森林環境保全基金条例四	森林及び環境の保全に係る県民税の特例に関する条例	条 例
------------------	---------------------------	----------------------------	-------------------------	--------------------	----------------------	-----------------------------	----------------------------	----------------	--------------------------	------------

条例のあらまし

- 取組を一層推進していくことが重要であることに鑑み、森林及び環境の保全に関する もたらす森林を保全し、次の世代に引き継ぐとともに、地球温暖化を防止するための について定めることとした。 施策を実施するために必要な財源を確保するため、県民税の均等割に係る税率の特例 災害の防止、水源のかん養その他の公益的機能を有し、全ての県民に多くの恵沢を 森林及び環境の保全に係る県民税の特例に関する条例(条例第四十号)(税務課)
- 個人の県民税の均等割の税率について、五百円を加算することとした。
- ととした。 法人の県民税の均等割の税率について、五パーセントに相当する金額を加算するこ
- この条例は、平成二十四年四月一日から施行することとした。
- 5 成二十三年度分までの個人の県民税については、なお従前の例によることとした。 2については、平成二十四年度以後の個人の県民税について適用することとし、 平
- 3については、 平成二十四年四月一日以後に終了する各事業年度等に係る法人の県

なお従前の例によることとした。 民税について適用し、同日前に終了する各事業年度等に係る法人の県民税については、

7 この条例の施行後おおむね五年ごとに、この条例の施行の状況等を勘案し、必要が あると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要 な措置を講ずることとした。

山梨県森林環境保全基金条例 (条例第四十一号) (森林環境総務課)

1

- 取組を一層推進していくことが重要であることに鑑み、森林及び環境の保全に関する もたらす森林を保全し、次の世代に引き継ぐとともに、地球温暖化を防止するための 施策を実施するため、山梨県森林環境保全基金を設置することとした。 災害の防止、水源のかん養その他の公益的機能を有し、全ての県民に多くの恵沢を
- 2 基金に積み立てる額は、次に掲げる額の合計額とし、一般会計歳入歳出予算で定め ることとした。
- 規定により加算した額に係る収入額に相当する額 森林及び環境の保全に係る県民税の特例に関する条例第二条及び第三条第一項の
- 基金の設置の目的に係る寄附金の額
- ()及び()に掲げるもののほか、基金の設置の目的のために必要であると知事が認
- 3 しなければならないこととした。 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管
- 定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を
- 5 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するこ ととした。
- 6 一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、これを処分することができることとし 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、
- 7 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、 知事が定めること
- この条例は、平成二十四年四月一日から施行することとした

8

- る場合についても基金を処分できることとした。 平成二十四年度に限り、県民税の均等割に係る賦課徴収に要する臨時的経費に充て
- 育庁スポーツ健康課) 山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例 (条例第四十二号) (教
- スポーツ振興法の全部改正に鑑み、山梨県スポーツ振興審議会について次の改正を

県 公公 報 号 外 第八十一号 平成二十三年十月十七日

Щ

行うこととした。

-)(名称を山梨県スポーツ推進審議会に改めることとした。
- 審議会の担任事務は、次のとおりとすることとした。
- 関する事務 (1) 地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項の調査審議に
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。(2)スポーツ団体(社会教育関係団体)への補助金の交付の調査審議に関する事務

(職員厚生課) 山梨県職員の特別褒賞金に関する条例の一部を改正する条例(条例第四十三号)

金を支給できることとした。 金を支給できることとした。 金を支給できることとした。 金を変職員に対しても、警察職員殉職者特別褒賞(「国の警察表彰規則の一部改正に鑑み、上司の命を受けて特に生命の危険が予想され

,ょ。 2 この条例は、公布の日から施行し、平成二十三年三月十一日から適用することとし

山梨県職員定数条例の一部を改正する条例 (条例第四十四号) (人事課)

欄に掲げる人数に減少することとした。に伴い、次の表の上欄に掲げる職員について、中欄に掲げる職員の定数をそれぞれ下1(行政改革大綱に基づき策定した定員適正化計画による職員数の削減が終了したこと)

六人	二 人	選挙管理委員会事務局職員
九人	_ <u>_</u> _ <u>_</u>	労働委員会事務局職員
一五人	一六人	監査委員事務局職員
_ 三 天	一六人	人事委員会事務局職員
二九人	三三人	議会事務局職員
- 三人	===0	企業局職員
III, 00II≺	三、七九四人	知事部局職員

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

山梨県県税条例の一部を改正する条例(条例第四十五号)(税務課)

- 1 地方税法の一部改正に鑑み、次の改正を行うこととした。
- 」個人の県民税
- (1) 寄附金税額控除について、次の改正を行うこととした。
- イ 適用下限額を五千円から二千円に引き下げることとした。
- に掲げる寄附金であって規則で定めるものを控除対象とすることとした。ロ 独立行政法人、公益社団・財団法人、学校法人等に対する寄附金のうち、次
- 県内に主たる事務所を有する法人又は団体に対する寄附金
- した金銭(知事又は教育委員会の許可を受けた公益信託の信託財産とするために支出)
- (八) その他県民の福祉の増進に寄与する寄附金として知事が認めたもの
- (二) 自動車取得税

税とすることとした。般乗合用バスの取得(平成二十四年三月三十一日まで)に係る自動車取得税を非課過疎地域等の住民の生活上必要と知事が指定したバス路線の運行の用に供する一

(三) 罰 則

した。 イ 法人県民税等に係る不申告に関する過料の上限を十万円に引き上げることと

- 口については平成二十四年四月一日から施行することとした。 から起算して二月を経過した日、1〜1/1/1/については平成二十四年一月一日、1〜1/2 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1 三については公布の日

山梨県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例 (条例第四十六号) (医務課)

- ることとした (第二種医師修学資金の貸与を県外の大学で受けた者を除く。)。の返還免除の要件について、県内の病院が実施する臨床研修を修了することを追加す県内における医師の確保の一層の促進を図るため、第一種及び第二種医師修学資金
- | TOURNELL | TOURNEL

気水質保全課) 山梨県生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例(条例第四十七号)(大

- に加え、その記録の保存を義務づけることとした。 「 指定工場等の設置者に対し、ばい煙又は汚水の濃度等の測定及びその結果の記録 大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部改正に鑑み、次の改正を行うこととした。
- **) 汚水に係る工場等における事故が発生したときに応急の措置を講ずること及び知**

事へ届け出ることを義務づけるとともに、応急の措置を講じていない者に対する措 置命令をすることができることとした。

- 対しては六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金をそれぞれ科すことができること()の義務に違反した者に対しては十万円以下の罰金を、()の命令に違反した者に
- 2 この条例は、平成二十四年一月一日から施行することとした。 山梨県教育委員会職員等定数条例の一部を改正する条例 (条例第四十八号) (教育
- 庁総務課)
- 三十八人から三百八十九人に減少することとした。 に伴い、教育委員会事務局及び県立学校以外の教育機関の職員の定員について、四百 行政改革大綱に基づき策定した定員適正化計画による職員数の削減が終了したこと
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

山梨県立図書館設置及び管理条例 (条例第四十九号) (教育庁社会教育課新図書館

- を改正することとした。 て県立図書館の効果的かつ効率的な管理を図るため、 県立図書館の一層の充実を図るとともに、指定管理者制度及び利用料金制を導入し 山梨県立図書館設置条例の全部
- 2 図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して県民の利用に供すること ることとした。 りその文化的活動を支援し、もって県民文化の発展に寄与するため、図書館を設置す によりその知識及び教養の向上を図るとともに、県民に交流の場を提供することによ
- 3 図書館の名称及び位置は、次のとおりとすることとした。

名 称 山梨県立図書館

甲府市

- るときは、図書館の分館、閲覧所、配本所等を置くことができることとした。 山梨県立図書館 (以下「図書館」という。) の設置の目的を達成するため必要があ
- 5 図書館は、次に掲げる事業を行うこととした。
- 図書館法第三条各号 (第五号を除く。) に掲げる事項に関すること。
- イベントスペース、 一及びこに掲げるもののほか、図書館の設置の目的を達成するため必要な事業 多目的ホール及び交流ルームを一般の利用に供すること。
- 図書館に、館長その他の職員を置くこととした。
- 図書館の管理について、次の事項を定めることとした。
- 指定管理者による管理
- 指定管理者が行う業務の範囲

(六)(五)(四)(三)指定管理者の指定の手続

休館日、利用時間等の指定管理者が行う管理の基準

利用料金

事業報告書の作成及び提出

- 続を行うことができることとした。 経過措置として、施行日前においても7)及び三の例により指定管理者の指定の手
- 9 この条例は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において教育委員会 することとした。 規則で定める日から施行することとした。ただし、8については、公布の日から施行

例

条

森林及び環境の保全に係る県民税の特例に関する条例をここに公布する 平成二十三年十月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第四十号

森林及び環境の保全に係る県民税の特例に関する条例

(目的

第一条 この条例は、災害の防止、水源のかん養その他の公益的機能を有し、全ての県 (昭和三十六年山梨県条例第十一号。次条及び第三条において「県税条例」という。) 民に多くの恵沢をもたらす森林を保全し、次の世代に引き継ぐとともに、 境の保全に関する施策を実施するために必要な財源を確保するため、山梨県県税条例 を防止するための取組を一層推進していくことが重要であることに鑑み、森林及び環 に定める県民税の均等割に係る税率の特例について定めるものとする。 地球温暖化

(個人の県民税の均等割の税率の特例)

第二条 個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第二十三条の規定にかかわらず、同 条に定める額に五百円を加算した額とする。

(法人の県民税の均等割の税率の特例)

- 同項の表の上欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める額に、当該額 に百分の五を乗じて得た額を加算した額とする。 法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第三十条第一項の規定にかかわらず、
- 2 前項の規定の適用がある場合における県税条例第三十条第二項の規定の適用につい る条例 (平成二十三年山梨県条例第四十号) 第三条第一項」とする ては、同項中「前項」とあるのは、「森林及び環境の保全に係る県民税の特例に関す

Щ

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

(個人の県民税に関する経過措置)

平成二十三年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。第二条 第二条の規定は、平成二十四年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、

(法人の県民税に関する経過措置)

(検討)

基づいて必要な措置を講ずるものとする。案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に第四条(知事は、この条例の施行後おおむね五年ごとに、この条例の施行の状況等を勘

山梨県森林環境保全基金条例をここに公布する。

平成二十三年十月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第四十一号

山梨県森林環境保全基金条例

(設置)

する。 する施策を実施するため、山梨県森林環境保全基金(以下「基金」という。)を設置めの取組を一層推進していくことが重要であることに鑑み、森林及び環境の保全に関めの取組を一層推進していくことが重要であることに鑑み、森林及び環境の保全に関いをもたらす森林を保全し、次の世代に引き継ぐとともに、地球温暖化を防止するた第一条 災害の防止、水源のかん養その他の公益的機能を有し、全ての県民に多くの恵

(積立て)

定める。 第二条 基金に積み立てる額は、次に掲げる額の合計額とし、 一般会計歳入歳出予算で

・質 第四十号)第二条及び第三条第一項の規定により加算した額に係る収入額に相当す一 森林及び環境の保全に係る県民税の特例に関する条例(平成二十三年山梨県条例

二 基金の設置の目的に係る寄附金の額

三 前二号に掲げるもののほか、基金の設置の目的のために必要であると知事が認め

る額

(管理)

保管しなければならない。 第三条 基金に属する現金は、 金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により

(繰替運用)

| 率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。| 第四条|| 知事は、 財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利

(運用益金の処理)

第五条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入す

(処分)

(委任) 限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、これを処分することができる。 限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、これを処分することができる。第六条 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

(平成二十四年度における処分の特例)

要な経費(県民税の均等割に係る賦課徴収に要する臨時的経費を含む。)」とする。的を達成するために必要な経費」とあるのは「基金の設置の目的を達成するために必2.平成二十四年度に限り、第六条の規定の適用については、同条中「基金の設置の目

平成二十三年十月十七日平成二十三年十月十七日中城県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

山梨県知事

横

内

正

明

山梨県条例第四十二号

山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

山梨県附属機関の設置に関する条例(昭和六十年山梨県条例第三号)の一部を次のよ

うに改正する。

第二条第二項中「山梨県文学館協議会」を「山梨県スポーツ推進審議会」に改める。

とする。 第三条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項

別表第一の二の表に次のように加える。

			審議に関する事務	
			に規定する事項の調査	
			項及び同法第三十五条	
			の推進に関する重要事	
			計画その他のスポーツ	
			する地方スポーツ推進	
			号)第三十一条に規定	議会
	関係行政機関の職員		二十三年法律第七十八	ーツ推進審
二年	一学識経験のある者	十五人以内	スポーツ基本法 (平成	山梨県スポ

の二の表を削る。 別表第二の一の表中「一 知事の附属機関」 を「知事の附属機関」に改め、 別表第二

(施行期日)

この条例は、 公布の日から施行する。

(経過措置)

2 スポーツ基本法 (平成二十三年法律第七十八号) の施行の日の前日に従前の山梨県 例別表第一の二の表の規定にかかわらず、平成二十五年七月十四日までとする。 推進審議会の委員として任命され、又は委嘱されたものとみなし、その任期は、 正後の山梨県附属機関の設置に関する条例第四条第二項の規定により山梨県スポーツ スポーツ振興審議会の委員であった者は、この条例の施行の日に、この条例による改 同条

(附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 の一部を次のように改正する。 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和四十年山梨県条例第七号)

別表第一中「山梨県スポーツ振興審議会」を「山梨県スポーツ推進審議会」に改め

山梨県職員の特別褒賞金に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成二十三年十月十七日

山梨県知事 内 正 明

山梨県条例第四十三号

を次のように改正する。 山梨県職員の特別褒賞金に関する条例 (昭和四十三年山梨県条例第三十一号)の一部 山梨県職員の特別褒賞金に関する条例の一部を改正する条例

危害」の下に「又は災害」を加える。 第四条第一項中「加えられる」を「加えられ、又は災害を被る」に改め、「基づいて

に関する条例第四条第一項の規定は、 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の山梨県職員の特別褒賞金 平成二十三年三月十一日から適用する。

山梨県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する 平成二十三年十月十七日

山梨県知事

横

内

正

明

山梨県条例第四十四号

山梨県職員定数条例の一部を改正する条例

山梨県職員定数条例(昭和二十八年山梨県条例第二十二号)の一部を次のように改正

第二条中「三三人」を「二九人」に改める。

第三条第一項中「三、七九四人」を「三、〇〇三人」に改め、

同条第二項及び第三項

を削る。 第四条中「一三人」を「九人」に改める

第七条中「一六人」を「一三人」に改める。 第五条中「二二〇人」を「一二二人」に改める。

第九条中「一六人」を「一五人」に改める。 第八条中「二一人」を「六人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する

平成二十三年十月十七日

山梨県知事

横

内

正

明

山梨県条例第四十五号

山梨県県税条例の一部を改正する条例

山梨県県税条例(昭和三十六年山梨県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

Щ

梨 県 公 報

号 外

第八十一号

第十八条第一項中「三万円」を「十万円」に改める。

金であつて規則で定めるもの(前号に掲げる寄附金に該当するものを除く。)十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、次に掲げる寄附により特定寄附金とみなされるものを含む。)並びに租税特別措置法第四十一条の三 所得税法第七十八条第二項第二号及び第三号に掲げる寄附金(同条第三項の規定第二十二条の二第一項中「五千円」を「二千円」に改め、同項に次の一号を加える。

イ 県内に主たる事務所又は事業所を有する法人又は団体に対する寄附金

2

- とするために支出した金銭り知事又は教育委員会の許可を受けた同法第一条に規定する公益信託の信託財産口 公益信託ニ関スル法律(大正十一年法律第六十二号)第二条第一項の規定によ
- が認めたもの パープロ である できょう でいま かい かい イ及び口に掲げるもののほか、 県民の福祉の増進に寄与する寄附金として知事

第二十二条の二第二項中「五千円」を「二千円」に改める。

第三十六条第一項中「三万円」を「十万円」に改める。

「行う」に、「三万円」を「十万円」に改める。(第四十五条の見出し中「不申告」を「不申告等」に改め、同条第一項中「行なう」を(のであり、「ののでは、「ののでは、「ののでは、「ののでは、「ののでは、」に、

第四十九条第一項及び第五十六条第一項中「三万円」を「十万円」に改める。

第六十八条の四の次に次の一条を加える。

(県たばこ税に係る不申告に関する過料)

なかつた場合においては、その者に対し、十万円以下の過料を科する。 三項までの規定による申告書をこれらの項に規定する申告書の提出期限までに提出し第六十八条の四の二 県たばこ税の申告納税者が正当な理由がなくて前条第一項から第

- 2 前項の過料の額は、情状により、知事が定める。
- の発布の日から十日以内とする。 3 第一項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、そ

第七十三条第一項中「三万円」を「十万円」に改める。

第九十八条の次に次の一条を加える。

(自動車取得税に係る不申告に関する過料)

においては、その者に対し、十万円以下の過料を科する。 規定による申告書を同項各号に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合第九十八条の二 自動車取得税の納税義務者が正当な理由がなくて第九十六条第一項の

- 1 前項の過料の額は、情状により、知事が定める。
- の発布の日から十日以内とする。 第一項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、そ

附則第十二条の五に次の一項を加える。第一項、第百四十二条第一項及び第百五十条第一項中「三万円」を「十万円」に改める。第百二十一条第一項、第百二十三条第一項、第百三十二条の二

自動車取得税を課さない。

則

(施行期日)

各号に定める日から施行する。 第一条 この条例は、公布の日から施行する。 ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

- を経過した日第百四十二条第一項及び第百五十条第一項の改正規定(公布の日から起算して二月第百四十二条第一項及び第百五十条第一項の改正規定(第五十二条の二第一項、第五十六条第一項の改正規定、第九十八条の次に一条を加える改正規定並びに第百二十第五十六条第一項の改正規定、第六十八条の四の次に一条を加える改正規定、第七第十八条第一項、第三十六条第一項、第四十五条第一項、第四十九条第一項及び
- 正規定(平成二十四年一月一日) 一 第二十二条の二第一項(同項に一号を加える改正規定を除く。)及び第二項の改
- | 第二十二条の二第一項に一号を加える改正規定 平成二十四年四月一日

(個人の県民税に関する経過措置)

に支出する同条第一項各号に掲げる寄附金について適用する。 第二十二条の二の規定は、県民税の所得割の納税義務者が平成二十三年一月一日以後第二条 この条例による改正後の山梨県県税条例 (次条において「新条例」という。)

(自動車取得税に関する経過措置)

の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。 取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、この条例の施行の日前の自動車第三条 新条例附則第十二条の五第二項の規定は、この条例の施行の日以後の自動車の

(罰則に関する経過措置)

ついては、なお従前の例による。 第四条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前にした行為に対する罰則の適用に

山梨県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第四十六号

山梨県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例

に改正する。 山梨県医師修学資金貸与条例(平成十九年山梨県条例第三十二号)の一部を次のよう

一号の次に次の一号を加える。 一号の次に次の一号を加える。 三号を同条第四号とし、同条第二号中「者が、大学」を「者で県外の大学の医学を履修三号を同条第四号とし、同条第二号中「者が、大学」を「者で県外の大学の医学を履修に改め、同条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第一項に規定する臨床研修(以下この号及び次号において「臨床研修」という。)を修第一項に規定する臨床研修(以下この号及び次号において「臨床研修」という。)を修第一項に規定する臨床研修(以下この号及び次号において「臨床研修」という。)を修

受けた期間を含む。)、県内の特定公立病院等において医師の業務に従事したとき。の二分の三に相当する期間以上の期間(県内の特定公立病院等において臨床研修を得ない理由により医師の業務に従事することができない期間は、算入しない。)を得ない理由により医師の業務に従事することができない期間は、算入しない。)当該医師免許を受けた日の属する月から、当該月から起算して修学資金の貸与を受当該医師免許を受けた日の属する月から、当該月から起算して修学資金の貸与を受当、不卒業したものが、当該大学を卒業した日から起算して二年以内に医師免許を受け、二 第二種医師修学資金の貸与を受けた者で県内の大学の医学を履修する課程を修め

付則

第九条中「第七条第四号」を「第七条第五号」に改める。第八条第二号中「前条第四号」を「前条第五号」に改める。

所貝

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

へ経過措置し

施行の日以後に貸与を開始する医師修学資金について適用し、同日前に貸与を開始し2 この条例による改正後の山梨県医師修学資金貸与条例第七条の規定は、この条例の

た医師修学資金については、なお従前の例による。

山梨県生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十月十七日

山梨県知事 横 内

正

明

山梨県条例第四十七号

山梨県生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例

っこは……。 山梨県生活環境の保全に関する条例 (昭和五十年山梨県条例第十二号)の一部を次の山梨県生活環境の保全に関する条例 (昭和五十年山梨県条例第十二号)の一部を次の

ように改正する。

同条の次に次の一条を加える。(第三十七条中「記録しておかなければ」を「記録し、これを保存しなければ」に改め、

(事故時の措置)

第三十七条の二 汚水に係る特定施設を設置する工場等の設置者は、当該工場等におい第二十七条の二 汚水に係る特定施設を設置する工場等の設置者は、当該工場等においました。その汚染状態が第二条第十項第二号に規第三十七条の二 汚水に係る特定施設を設置する工場等の設置者は、当該工場等におい

命ずることができる。 ていないと認めるときは、その者に対し、同項に定める応急の措置を講ずべきことを2 知事は、汚水に係る特定施設を設置する工場等の設置者が前項の応急の措置を講じ

第四十三条第一号中「第二条第七項」を「第二条第八項」に改める。

第六十九条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

第三十七条の二第二項の規定による命令に違反した者

号の次に次の一号を加える。 第七十一条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二

附則

山梨県教育委員会職員等定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

Щ

平成二十三年十月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第四十八号

山梨県教育委員会職員等定数条例の一部を改正する条例

ように改正する。 山梨県教育委員会職員等定数条例 (平成十四年山梨県条例第二十二号)の一部を次の

第二条第一号中「四三八人」を「三八九人」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県立図書館設置及び管理条例をここに公布する。

平成二十三年十月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第四十九号

山梨県立図書館設置及び管理条例

(設置) (設置)

によりその文化的活動を支援し、もって県民文化の発展に寄与するため、図書館を設ことによりその知識及び教養の向上を図るとともに、県民に交流の場を提供すること第一条 図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して県民の利用に供する

置する。

(名称及び位置)

第二条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 山梨県立図書館

位置 甲府市

(分館、閲覧所、配本所等)

第三条 山梨県立図書館 (以下「図書館」という。) の設置の目的を達成するため必要

があるときは、図書館の分館、閲覧所、配本所等を置くことができる。

(事業)

第四条 図書館は、次に掲げる事業を行う。

る事項に関すること。 図書館法 (昭和二十五年法律第百十八号)第三条各号(第五号を除く。)に掲げ

我是)、 前二号に掲げるもののほか、図書館の設置の目的を達成するため必要な事業

(職員)

第五条 図書館に、館長その他の職員を置く。

(指定管理者による管理)

という。) に図書館の管理を行わせるものとする。二第三項の規定により、教育委員会が指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」イト条 教育委員会は、地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百四十四条の

(指定管理者が行う業務の範囲)

条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- イベントスペース等及び駐車場の利用の承認に関する業務
- 施設及び設備器具の維持保全に関する業務
- 二 第四条第二号に掲げる事業に関する業務

前三号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

(指定の手続)

兀

育委員会に提出しなければならない。 より、申請書に事業計画書その他の書類を添付して、教育委員会が定める日までに教**八条** 指定管理者の指定を受けようとするものは、教育委員会規則で定めるところに

る。 より指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとす 2 教育委員会は、前項の規定による申請書の提出があったときは、 次に掲げる基準に

- **事業計画の内容が、図書館の効用を発揮することができるものであること。**

していること。 三 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基礎を有

(休館日等)

することができる。 おりとする。ただし、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、休館日を変更第九条 図書館(イベントスペース等及び駐車場を除く。)の休館日は、次に掲げると

- たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)規定する休日(以下この号及び次条第一項第二号において「休日」という。)に当一「月曜日(この日が国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に
- 一 十二月二十九日から翌年一月三日までの日
- 三 前二号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める日

- 業日以外の日に休業することができる。ただし、指定管理者は、教育委員会の承認を受けて、臨時に休業日に営業し、又は休2.イベントスペース等の休業日は、十二月二十九日から翌年一月三日までの日とする。

(開館時間等)

特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。 掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、教育委員会は、第十条 図書館 (イベントスペース等及び駐車場を除く。) の開館時間は、次の各号に

- 一 次号に掲げる日以外の日 午前九時から午後八時まで
- 一 日曜日、土曜日又は休日 午前九時から午後七時まで
- 2.イベントスペース等の利用時間は、午前九時から午後九時までとする。
- 3 駐車場の利用時間は、午前零時から午後十二時までとする。
- は前項の利用時間を変更することができる。4 前二項の規定にかかわらず、指定管理者は、教育委員会の承認を受けて、第二項又

(イベントスペース等の利用の承認等)

を受けなければならない。 第十一条 イベントスペース等又は駐車場を利用しようとする者は、指定管理者の承認

- れかに該当するときは、承認しないものとする。2 指定管理者は、前項の規定により利用の承認を受けようとする者が次の各号のいず
- 一公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
- 一施設又は設備器具を損傷するおそれがあると認められるとき。
- 三 前二号に掲げる場合のほか、管理上支障があると認められるとき。

(承認の取消し)

(利用料金) 号のいずれかに該当すると認めるときは、同条第一項の承認を取り消すものとする。 号のいずれかに該当すると認めるときは、同条第一項の承認を取り消すものとする。第十二条 指定管理者は、イベントスペース等又は駐車場を利用する者が前条第二項各

第十三条 第十一条第一項の承認を受けた者が納付する利用料金は、指定管理者の収入

(利用料金の還付)

Щ

部を還付することができる。 することのできない理由により利用することができなかった場合は、その全部又は一利用料金については、指定管理者は、第十一条第一項の承認を受けた者がその責に帰**第十四条** 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、イベントスペース等に係る

(利用料金の減免)

除することができる。 第十五条 指定管理者は、教育委員会規則で定める場合は、利用料金を減額し、又は免

(事業報告書の作成及び提出)

に当該年度の当該日までの事業報告書を提出しなければならない。 指定管理者の指定を取り消された場合にあっては、その取り消された日から二月以内告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第十六条 指定管理者は、毎年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報

- 第七条各号に掲げる業務の実施の状況
- | 図書館の管理の業務に係る収支の状況
- 三 利用料金の収入の状況
- 必要と認める事項 四 前三号に掲げるもののほか、 図書館の管理の状況を把握するために教育委員会が

(委任)

第十七条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附則

(施行期日)

- (経過措置) 規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。 1.この条例は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において教育委員会
- る。
 地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を指定することができ、地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を指定することができ、立図書館設置及び管理条例第六条及び第八条の規定の例により、図書館の管理に関し、2)教育委員会は、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の山梨県

別表 (第十三条関係)

イベントスペー ス及び多目的ホールを利用する場合

/	
	利用区分
午前九時~正	午前
午後一時~午	午後
午後六時~午	夜
午前九時~午	全日

Щ

備考

- 二割の割増率を乗じて得た額を当該利用料金の限度額に加算した額とする。 1 入場料金を徴収する場合の利用料金の限度額は、この表の利用料金の限度額に
- 2 利用料金の限度額に一〇円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て
- 二 交流ルームを利用する場合

○町	一時間につき	交流ルーム二〇二
100円	一時間につき	交流ルーム二〇一
一九〇円	一時間につき	交流ルーム一〇四
00円	一時間につき	交流ルームー〇三
IIIIO用	一時間につき	交流ルーム一〇二 一時間につき
二六〇円	一時間につき	交流ルームーー
金額	単位	区分

備考

発行者

Щ

梨

県

甲府市丸の内一丁目六番一号

1 利用時間に一時間未満の端数があるときは、その端数を一時間とする。

- 二割の割増率を乗じて得た額を当該利用料金の限度額に加算した額とする。 2 入場料金を徴収する場合の利用料金の限度額は、この表の利用料金の限度額に
- 3 利用料金の限度額に一〇円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て
- 三 駐車場を利用する場合

七五〇円	三〇分につき	大型車
六〇〇円	三〇分につき	中型車
一五〇円	三〇分につき	般車
金額	単位	区分

備考

- 動車をいう。 一人以上二十九人以下の自動車をいい、「大型車」とは乗車定員三十人以上の自1 「一般車」とは乗車定員十人以下の自動車をいい、「中型車」とは乗車定員十
- 2 利用時間に三○分未満の端数があるときは、その端数を三○分とする。
- した場合に限る。) は、無料とする。3 利用開始から一時間以内の利用 (図書館の利用者が教育委員会の定める手続を